

令和4年度茨木市事業者の合理的配慮の提供に係る助成金 【申請要領】

茨木市では、平成30年4月に「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するために、市・市民・事業者等が「共に生きるまち茨木」を実現するために、それぞれができることに取り組むことを責務としています。

市では、事業者が行う合理的配慮の提供に必要な費用を下記のとおり助成します。

合理的配慮の提供とは、障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって生活しづらい場合があり、それらのことがらを取り除くために必要な工夫などをすることです。

【募集期間】 令和5年4月1日 ～ 令和6年2月29日

【助成対象経費（要綱別表）】

対象経費	概要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費 (例)・点字メニューの作成 ・会話ボードの作成	50,000円
物品購入費	合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に係る経費 (例)・筆談ボード ・音声拡張器 ・折りたたみ式スロープ ・簡易洋式トイレ ・受付用ローカウンター ・高さ可動式テーブル ※他の機能のある物品を除く	100,000円
工事施工費	合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費 (例)・階段等の手すりの設置 ・段差の解消 ・点字ブロック等の敷設 ・便器の手すり設置 ・和式トイレの洋式化 ・ドアの改修、取替え ・洗面所、手洗い場等の改修	200,000円

【助成対象者】

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれか若しくは同条第 5 項に該当するもの又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項各号のいずれにも該当するものを助成対象者とします。また、下記①から③のいずれにも該当するものでなければなりません。

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業等	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

- ① 茨木市内において、飲食、物販、医療その他障害者を含む不特定多数のもの
の利用が見込まれる事業を行なうもの
- ② 政治又は宗教的活動を目的としていないものであること。
- ③ 暴力団若しくはその統制下にあるもの又は暴力団の構成員の統制化にある
ものでないこと。

【対象経費】

要綱の別表に定める経費であり、次の要件を満たすものとします。

- ① 申請時において事業に着手していないこと。
(※ 事業の着手とは、物品の購入においては物品の注文、コミュニケーションツールの作成においては、作成依頼、工事の施工においては、契約締結の状態にあるもの。)
- ② 令和 6 年 3 月 31 日までに必ず事業が完了すること。

【申請件数等】

同一法人及び事業者の申請は、同一年度内 1 回を限度とします。コミュニケーションツール作成費・物品購入費・工事施工費の 3 対象経費のうち、いずれか 1 対象経費の申請をすることができます。助成額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、国や都道府県、その他各種団体（市を含む。）から、既に補助や助成を受けているものは、対象外となります。

【提出方法】 原則持参（※請求書提出時のみ、郵送可）

【申請先】 茨木市福祉部障害福祉課 （市役所 南館 2 階 1 7 番窓口）
〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号
電 話 072-620-1636（直通）
FAX 072-627-1692
メールアドレス syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp

【申請から助成までの流れ】

- 1 申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて提出してください。

《必要な添付書類》

- ・コミュニケーションツールの作成 ①仕様書、②見積書（写）等
- ・物品の購入 ①カタログ等（写）、②見積書（写）等
- ・工事の施工 ①工事計画書（様式第3号）、
②見積書及び工事図面（写）等

- 2 申請が採択された場合には、市から決定通知書（様式第4号）が送付されます。
- 3 決定通知書の交付後、事業に着手してください。
- 4 事業が完了しましたら、事業完了後30日以内に完了報告書（様式第9号）に必要な書類を添えて提出してください。

《必要な添付書類》

- ・コミュニケーションツールの作成及び物品の購入
 - ① 納品書（写）、② 領収書（写）、
 - ③ 設置状況等を示すカラー写真（データ）、
 - ④ 助成金支給決定通知書又は変更承認通知書等
- ・工事の施工
 - ① 工事契約書及び工事内訳書（写）、② 領収書（写）
 - ② 設置状況等を示すカラー写真（データ）
 - ③ 助成金支給決定通知書又は変更承認通知書等

- 5 完了報告書を確認・審査後、市から、助成金確定通知書が送付されます。
- 6 助成金確定通知書に基づき、助成金請求書（様式第11号）を作成し、速やかに市に助成金の請求をしてください。
（※請求書の提出については、郵送も可とします。）
- 7 助成金請求書の提出後、市より助成金が支給（振込み）されます。

【その他】

この助成金の支給を受け、合理的配慮の提供事例の紹介等について、市から協力を求めることがあります。《※広報やホームページ等でお店をご紹介させていただきます。》

【お問い合わせ先】

茨木市 福祉部 障害福祉課 計画推進係（市役所 南館2階 17番窓口）
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-620-1636（直通）
FAX 072-627-1692
メールアドレス syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp